**剰余金の処理について**

**資 料 ２**

＜＜剰余金処理の手順＞＞

|  |
| --- |
| 【設例の条件】  期末組合出資金　　　　１，０００，０００円  共同購買事業売上高　１０，０００，０００円  当期利益　　　　　　　　　５００，０００円  前期繰越損失　　　　　　　１００，０００円  当期未処分利益　　　　　　４００，０００円 |

１．利益準備金（中協法第５８条第１～３項）

　　・当期純利益金額の１０分の１以上を準備金として積み立てなければならない。

※当期純利益金額とは、その事業年度に発生した収益と費用の差額を意味し、前期繰越利益がある場合は、これを含まない。

　　　※前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額（定款で規定）

　　・定款で定める準備金の額は、出資総額の２分の１を下ってはならない。

　　・損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

【設例】利益準備金　４０，０００円

２．教育情報費用繰越金（中協法第５８条第４項）

　　・定款で規定する「組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業」（いわゆる教育情報事業）を実施する組合は、その事業の費用に充てるため当期純利益金額の２０分の１以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。（※使用される前提のもので、損失のてん補は不可）

【設例】教育情報費用繰越金　２０，０００円

３．特別積立金

　　・定款で規定する任意積立金

|  |
| --- |
| **定款参考例より**  **（特別積立金）**  **第58条**　本組合は、出資総額に達するまでは、当期純利益金額の１０分の１以上を特別積立金として積み立てるものとする｡ただし、出資総額を超えて積み立てることもできるものとする。  ２　前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。 |

　　 【設例】特別積立金　４０，０００円

４．剰余金の配当（中協法第５９条）

　・損失をてん補し、準備金及び繰越金を控除した後（任意積立金を行う旨定款で規定している場合にはこれを控除した後）でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

＜配当の方法＞

配当する場合には必ず定款へ規定し、その方法は２種類。

　　①出資配当

　　　出資金に対する金利的な性格を有するもので、各組合員の払込済出資額に応じてし、配当額は年１割以内（※企業組合は年２割以内）と定められている。

【設例】期末出資金に対し１０％の配当とすると　　　　　　出資配当　１００，０００円

②利用分量配当（※企業組合は従事分量配当）

組合の共同事業の手数料、使用料などの過徴額の割り戻し的性格を有するもので、各組合員が当該事業年度において支払った手数料の額や施設利用分量を基準に行う。利用分量配当を行うためには、「事業別損益計算」が実施されていることが必要で、１つの事業についての利用分量配当は、その事業によって生じた利益の範囲内において、組合と組合員との取引量に応じて分配することが必要。法人税法上、利用分量配当は損金の額に算入できるが、組合員の利用がないと認められる事業（自営事業）から生じた剰余金のように組合員との取引に基づかない取引による剰余金の分配は、これに該当しないこととなる。

　【設例】共同購買事業売上高の１％を割戻しすると　　利用分量配当　１００，０００円

※なお、両方の配当をともにする場合の順序は、出資配当した後に利用分量配当することが望ましい。（企業組合は出資配当後に従事分量配当することが法定）

※企業組合の従事分量配当は、損金算入が認められず通常の利益配当として取り扱われるので、配当に当たって源泉徴収を行う必要がある。

※協業組合については、損失をてん補し、準備金及び繰越金を控除した後であれば、特に配当方法の定めはない。（中団法第５条の２０）

【設例】

|  |
| --- |
| 剰 余 金 処 分 案  自　平成○○年○○月○○日  至　令和○○年○○月○○日  Ⅰ　当期末処分剰余金  　１　当期純利益金額　　　　　５００，０００円  　 ２　前期繰越損失金　　　　　１００，０００円  ４００，０００円  Ⅱ　組合積立金取崩額　　　　　　　　　　　０円  Ⅲ　剰余金処分額  　１　利益準備金　　　　　　　　４０，０００円  ２　教育情報費用繰越金　　　　２０，０００円  ３　特別積立金　　　　　　　　４０，０００円  ４　出資配当金　　　　　　　１００，０００円  ５　利用分量配当金　　　　　１００，０００円  　　　　　　計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３００，０００円  Ⅳ　次期繰越剰余金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１００，０００円 |